

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
所長 金丸 憲史
〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page

- | | |
|--|--|
| <p>1 高齢者の就労意欲は変えられるか
在職老齢年金の見直しを検討</p> <p>2 特集 同一労働同一賃金、パワハラ対策、受動喫煙防止策など
令和2年に施行される法改正のポイント</p> <p>4 TOPICS</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性300名に聞く
「仕事でのチャレンジ」意識調査 ●過労死防止白書。
長時間労働は大幅減、年休取得率は5割超へ | <p>5 お知らせ
64歳以上の雇用保険料免除が廃止されます</p> <p>6 すっきりわかる。健康保険
入社して半年程度でも傷病手当金は受給できる?</p> <p>7 人事労務の法律ミニ教室
LINE(ライン)で退職願は有効?</p> <p>8 事例に学ぼう!働き方改革
「柔軟な働き方」実現で生産性UP</p> <p>8 労務ひとこと
就職後3年以内に辞める若者の割合</p> |
|--|--|



高齢者の就労意欲は変えられるか

在職老齢年金の見直しを検討

厚生労働省は令和元年10月9日、審議会において「在職老齢年金」制度を見直し、給付額を増やす検討案を示しました。

しかし、この案に対して高所得者優遇と批判があり、修正が検討されています。

47万円→62万円? 51万円?

年金を受給しながら働く高齢者については、賃金が一定額を超えるなどの場合に厚生年金が減額(支給停止)される「在職老齢年金」という制度があります。

人材不足の中、この制度が高齢者の就労意欲を阻害しているとして、見直しがおこなわれることになったのです。

現在は、65歳以上なら月収47万円*、60~64歳なら月収28万円を超えると年金が減らされる仕組みです。

当初、厚生労働省が示したのは、65歳以上の基準額を47万円→62万円に引き上げるという案でした。つまり月収が62万円までであれば、年金も減らされずに全額もらえるというものです。

しかし、将来の年金水準が悪化すると懸念する声や「金持ち優遇」との批判が強まり、基準額を62万円→51万円へ修正するよう再検討されています(11月13日現在)。

*基本月額+標準報酬月額+(直近1年間の賞与÷12)

確定拠出年金の加入年齢を引上げ

また、企業や個人の判断で加入できる私的年金の「確定拠出年金」について、加入年齢の上限を引き上げる案も示されています。

2種類ある確定拠出年金のうち、個人型の「iDeCo(イデコ)」については上限59歳→64歳へ、企業型は59歳→69歳までに引き上げる方針です。

働く高齢者が増える中、老後の資産形成を後押しするのが狙いです。

